

## 第4回山口県障害者差別解消条例検討委員会における意見の概要

※ 記載のページ番号は資料1の関連ページ

### ○ 条例名について（P 1）

- ・ 案として挙げている条例名のうち、「障害のある人もない人も」は障害のある人となない人を区別するような表現と感じられること、また「共に生きる」はどう生きるのかが伝わりにくいことから、案1（現時点事務局案）の「障害の有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい山口県づくり条例」がよい。

### ○ 前文について（P 2）

- ・ 障害者への偏見があるからこそ差別が外形的に現れてくるので、決意表明の箇所に偏見をなくそうという意思を盛り込んでいただきたい。
- ・ 最後の段落に、障害を一つの個性として受けとめる趣旨を盛り込んでいただきたい。
- ・ 障害を一つの個性とする考え方については、障害を見えなくし、配慮が不要になるという意見があることにも留意が必要である。
- ・ いわゆるグレーゾーンの方の表現について、「身体障害者手帳等の交付には至らないものの」としているが、あえて身体障害だけを例示するのではなく、「障害者手帳等の」とした方がよい。

### ○ 用語の定義について（P 5）

- ・ 現行案では、障害を理由とする不利益な取扱いを「不当な差別的取扱い」として定義しているが、「不当な差別的取扱い」は一般的に使われる用語で、必ずしも障害を理由とするものに限らないため、違和感がある。「障害を理由とする不当な差別的取扱い」の定義として規定とした方がよいのではないかと。

### ○ 基本理念について（P 7）

- ・ 私人も含む差別禁止の原則について、現行案では、共生社会の実現の推進において重要となる考え方として規定しようとしているが、差別禁止の趣旨を強く打ち出せるよう、直接的な表現で規定していただきたい。
- ・ 本条例の主目的は「障害を理由とする差別の禁止」ではないのか。基本理念の全4項の全てが「共生社会の実現は・・・を旨として推進されなければならない」と規定されていることに違和感がある。
- ・ 「差別の解消」は「共生社会の実現」と結びついており、基本理念で「共生社会の実現」が繰り返されるのは、「差別」に意識が集中し過ぎずによいと思う。

### ○ 障害を理由とする差別の禁止について

- ・ やむを得ず障害を理由として不利益な取扱いをすることとなる場合の障害者への理由説明について、「不利益な取扱いをする場合には」と規定しているが、この規定の仕方では「不利益な取扱いをせざるを得なかった」というニュアンスが伝わらないことが気になる。（P 11）

⇒ 「不利益な取扱いをすることとなる場合には」とすることを考えている。

- ・ 合理的配慮が実施できないときの障害者への理由説明について、「負担が過重であることにより実施できないときは」と規定しているが、合理的配慮が実施できない理由には負担が過重であること以外の理由もあると思うので、「負担が過重であること等により実施できないときは」と少し幅を広げた方がよいと思う。(P 1 3)

## ○ 相談体制について

- ・ 現行案②の記載では、広域的な相談事案や専門的な相談事案の解決が県の役割であることが明確に読み取れない。(P 1 6)

⇒ 「県は市町において解決が困難な相談事案に応じる」との趣旨を明確にした表現とすることを検討している。

- ・ 例えば市町が身近な相談窓口を担うための相談窓口の設置や、紛争解決のための体制の整備の努力義務など、県が市町に求めることを規定しなければ、県と市町の連携についての規定も生きてこないのではないかと思う。(P 9、1 6)

## ○ 紛争解決のための体制について

- ・ 知事は調整委員会へあっせんを付託し、知事からあっせんの付託を受けた調整委員会はあっせんを行うこととしている。この場合において、「あっせんの必要がないと認めるとき」、「あっせんを行うことが適当でない」と認めるとき」の除外規定に該当する場合は、知事はあっせんの付託を行わないこととなるが、調整委員会においても同様に、当該2つの除外規定に該当する場合は、あっせんを行わない規定となっている。これは、同一の紛争事案について、知事によるあっせんの付託と、調整委員会によるあっせんの段階とで、異なる判断がされることがあるということか。(P 1 8)

⇒ 知事と調整委員会とで異なる判断基準があるものではなく、知事が調整委員会に付託するまでと、調整委員会があっせんを行うまでとの間に、それぞれ除外規定に該当する状況が生じうることを想定した規定としている。

- ・ 調整委員会が、障害者が求める合理的配慮の提供が事業者にとって過重な負担であるとの判断をした場合は、どのような取扱いになるのか。(P 1 8)

⇒ 「障害者の求める合理的配慮の実施が困難であることはやむを得ないものであり、別の方法によることを提案する」といったあっせん案を障害者及び事業者双方に示すことになると考える。

- ・ 調整委員会のおっせん案には非常に大きな権限があるため、調整委員会は、あっせんに当たり、「必要があれば意見を求めることができる」とするのではなく、双方から「意見を聞かなければならない」とすべきだと思う。(P 1 8)

⇒ 調整委員会は知事による調査結果を受けること、また、資料提出や意見聴取を義務とすると、相手方(障害者及び事業者)に負担が生じる面もあることから、あっせんの段階では「必要があると認めるとき」に実施するものとしている。

- ・ この条例の「あっせん」は、労使紛争での「あっせん」と異なり、従わない場合は勧告、公表にもつながっていく点で「命令」に近く、一般にイメージされるものと相

違があるため、定義が必要ではないか。(P 18)

- ・ 紛争解決体制における市町の役割について聞きたい。(P 18、19)
  - ⇒ 条例の制定後に改めて実務上の仕組みを示していきたい。調整委員会の意見聴取の中で、調整委員会が必要と認めれば、一次的な相談窓口として対応した市町の説明や意見が求められていくこともあると思う。
- ・ 調整委員会は10人以内の委員で構成することとしているが、委員の構成比について、現時点で何か考えはあるか。(P 20)
  - ⇒ 今のところ具体的などころまでは想定していないが、障害者側にも事業者側にも偏らない、バランスのとれた構成にしたいと考えている。

## ○ 共生社会実現に向けた施策の推進等について

- ・ 前文でグリーゾーンの方について触れているが、条例全体を通してグリーゾーンの方を意識できるか懸念されるため、共生社会実現の章でもう一度グリーゾーンの方について触れることができればよい。(P 21)
- ・ グリーゾーンの方への施策を直接、条文にすることは難しいだろうが、幅広い障害についての正しい知識を啓発していく、という規定の仕方ができるのではないか。(P 21)
- ・ 「障害者スポーツ等を通じた相互理解の促進」の見出しについて、「障害者スポーツ」ではなくて「スポーツ」でよいのではないか。「スポーツ・文化芸術活動等を通じた相互理解の促進」とした方が、条文の内容に合致すると思う。(P 22)
- ・ 幼児期からの障害理解における学校教育の重要性について規定することを検討していただきたい。(P 23)
- ・ 障害理解の施策として、あいサポート運動を学校などで制度的に実施できればよい。(P 23)
- ・ 「幼児期からの障害理解の機会の確保」の規定について、子どもに対しては、障害のあるなしにかかわらず人の多様性への理解を打ち出した方が、障害者を特別視することがなくよいのではないか。(P 23)
- ・ 県の主導による障害理解の促進だけでなく、県が民間事業者や団体等が実施する障害理解の取組を支援するという規定もあるとよい。(P 21～23)
- ・ 一人一人がコミュニケーション能力を高めれば、重い障害や目に見えない障害のある人に対しても思いやり、配慮できるようになる。この条例が、障害者が安心して生活できるよう、障害のない人が障害理解を深め、コミュニケーション能力を高めるきっかけになるとよい。(P 21～23)